

## カスタマーハラスメントに対する基本方針

株式会社植村組は、お客様、発注者、取引先、近隣住民その他関係する皆様からいただくご意見、ご要望及び苦情について、これまでと同様、誠実かつ適切に対応してまいります。

一方で、従業員に対する暴言、脅迫、長時間の拘束、過度な要求その他、社会通念上許容される範囲を超える著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）については、従業員の尊厳を傷つけ、心身の健康や就業環境を損なうおそれがあることから、会社として適切に対応します。

当社では、カスタマーハラスメントが疑われる場合、従業員個人に対応を任せるのではなく、現場所長、所属長及び会社相談窓口等が連携し、組織として対応します。

また、事案の内容や状況に応じて、必要な事実確認を行うとともに、警察、弁護士その他の専門機関と連携し、適切な対応を講じます。

なお、正当なご意見、ご要望及び苦情については、カスタマーハラスメントとして一律に扱うことなく、真摯に受け止め、適切な改善につなげてまいります。

当社は、すべての従業員が安心して業務に取り組むことができる職場環境を整備するとともに、お客様、発注者、取引先、地域の皆様との良好な関係を大切にしております。

令和8年10月1日

株式会社植村組  
代表取締役 植村 一